

会 議 録 目 次

令和元年第4回海田町議会定例会（第3日目）

令和元年9月13日（金）午前9時00分 開会

日程第1	認定第1号	平成30年度決算の認定について……………	4
日程第2	認定第2号	平成30年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算 の認定等について……………	4
日程第3	第32号議案	海田町森林環境譲与税基金条例の制定について……………	8
日程第4	第33号議案	会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に關す る条例の制定について……………	8
日程第5	第34号議案	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施 行に伴う関係条例の整備に關する条例の制定について……………	8
日程第6	第40号議案	令和元年度海田町一般会計補正予算（第2号）……………	8
日程第7	第41号議案	令和元年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1 号）……………	8
日程第8	発議第4号	天皇陛下御即位を祝す賀詞決議案……………	12
		（閉 会）……………	13

令和元年第4回海田町議会定例会

会 議 録 (第3号)

1. 招 集 年 月 日 令和元年9月3日 (火)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 9月13日 (金) 9時00分宣告 (第3日)



4. 応 招 議 員 (15名)

- | | | | |
|-----|---------|-----|--------------------------|
| 1番 | 小 田 久美子 | 2番 | 欠 員 |
| 3番 | 富 永 やよい | 4番 | 大高下 光 信 |
| 5番 | 大 江 康 子 | 6番 | 兼 山 益 大 |
| 7番 | 下 岡 憲 国 | 8番 | 住 吉 秀 公 |
| 9番 | 宗 像 啓 之 | 10番 | 久留島 元 生 |
| 11番 | 岡 田 良 訓 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |



5. 不 応 招 議 員
な し



6. 出 席 議 員 (15名)

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 小 田 久美子 | 3番 | 富 永 やよい |
| 4番 | 大高下 光 信 | 5番 | 大 江 康 子 |
| 6番 | 兼 山 益 大 | 7番 | 下 岡 憲 国 |
| 8番 | 住 吉 秀 公 | 9番 | 宗 像 啓 之 |
| 10番 | 久留島 元 生 | 11番 | 岡 田 良 訓 |
| 12番 | 多 田 雄 一 | 13番 | 崎 本 広 美 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 桑 原 公 治 | | |



7. 欠席議員

なし

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	西田祐三
副町	長	櫻竜俊
企画部	長	鶴岡靖三
総務部	長	丹羽勤
福祉保健部	長	湯木淳子
建設部	長	久保田誠司
総務部	次長	門前誠司
建設部	次長	龍岩広幸
企画課	長	鎌田浩一
魅力づくり推進課	長	宮垣将司
財政課	長	吉本真人
総務課	長	近森茂
税務課	長	片山茂
町民生活課	長	脇本健二郎
住民課	長	水川綾子
社会福祉課	長	中下義博
こども課	長	森川雅枝
長寿保険課	長	新藤正敏
建設課	長	木村生栄
上下水道課	長	早稲田誠
会計管理者		中川修治
教育	長	佐々木智彦
教育	次長	伊藤仁士
学校教育課	長	森山真文

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 辻 千奈美
主 査 水 野 啓 太
主 事 木 村 俊 英

~~~~~〇~~~~~

10. 議 事 日 程

- 日程第1 認定第1号 平成30年度決算の認定について  
日程第2 認定第2号 平成30年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定等  
について  
日程第3 第32号議案 海田町森林環境譲与税基金条例の制定について  
日程第4 第33号議案 会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の  
制定について  
日程第5 第34号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整備に関する条例の制定について  
日程第6 第40号議案 令和元年度海田町一般会計補正予算（第2号）  
日程第7 第41号議案 令和元年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第8 発議第4号 天皇陛下御即位を祝す賀詞決議案

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日は大変御苦勞様です。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより
本日の会議を開きます。

なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受け
た者の出席を求めています。

また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をしておりますので、御了
承ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしております日程第1から日程第8に
至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原） 日程第1、認定第1号、平成30年度決算の認定について及び日程第2、認定第2号、平成30年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定等についてを一括議題といたします。この2件については、去る9月3日の本会議において決算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。決算審査特別委員会、佐中委員長。

○15番（佐中） 決算審査特別委員会の委員長の佐中です。平成30年度決算審査特別委員会審査報告をいたします。本委員会は、令和元年9月3日付で付託されました案件を審査の結果、次のとおり決定をいたしましたので、海田町議会会議規則第72条の規定により報告をいたします。

付託案件は、まず認定第1号、平成30年度決算の認定についてで、内容は、平成30年度海田町一般会計歳入歳出決算、平成30年度海田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成30年度海田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成30年度海田町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成30年度海田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、次に、認定第2号、平成30年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定等についてでございました。審査経過については、9月3日本会議において議員13名で設置をされた本委員会は、9月10日から2回の委員会を開催し、審査案件について町長以下執行部関係職員の出席を求め慎重に審査いたしました。審査内容等については、お手元の報告書に記載をしておりますので、省略をさせていただきます。最後に、審査の結果でございますが、認定第1号、平成30年度決算の認定については、賛成多数により認定すべきものと決定をいたしました。認定第2号、平成30年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定等については、全会一致により認定すべきものと決定をいたしました。以上で決算審査特別委員会審査報告を終わります。

○議長（桑原） 以上で報告を終わります。

委員長の報告に対して、質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより各議案について、順次採決を行います。

まず、認定第1号、平成30年度決算の認定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきであるというものでございます。

討論ございますか。

討論があるようなので、これから討論を行います。反対討論から。岡田議員。

○11番（岡田）11番、岡田です。認定第1号、平成30年度決算認定に反対の討論を行います。

まず最初に、平成30年度は、これまでにない100年に1度という大災害に遭い、そして昼夜を問わず町長をはじめ幹部職員関係機関など全職員の団結の下で一丸となって復旧復興に当たられました。また、町長は知恵と労力を発揮され、あらゆる手だてを尽くされました。残念なことに、犠牲者や重傷者が出たことは痛恨の思いです。それでも町民の生命財産を守り、他の市町よりも先駆けて説明会や町からの見舞金、義援金、被災者に対する生活上の支援、公有地はもちろん民有地の土砂撤去、被災者見守り、相談支援、心の相談事業等日常の業務を行い、更に災害復旧及び被災者生活支援ロードマップなどで復旧復興のため、再建など、個々の町民から見れば不十分なところもあったかもしれませんが、全体から見れば災害対応は県内トップクラスでした。そして、10年掛かってできなかった役場庁舎の移転場所の建設の件や、この3年半で実施計画直前まで実現に努力されたこと、また公民館建替えを2020年4月の開館に向けてここまで進められたこと、世帯数の増、人口増による待機児童やかいた版ネウボラはいろいろな困難がある中でそれを克服しながら町政を進めてこられました。また、自治会への補助金の見直しも西田町政を評価をいたします。町長の政治姿勢として、町長の給料を7月豪雨災害で海田町の災害復旧復興の財源の一部とするため、平成30年10月から平成31年3月までの間、月額100分の5減額する議員提案をしたところ、町長も同じような提案をされました。特別職の給料は勤務に対する純粋な給与のことで、残業代や諸手当など含まれません。町長は深夜まで働いたり、特別なことが起きたり、事件が起きたり、多忙で手当てはありません。それは条例で定められており、821,000円です。土日も夜中でも365日激務されております。今回気を遣って減額執行されました。中でも、町長の自家用車を奥さんが運転をして、度々公用車代わりに被災箇所を回っておられました。そうした中での100分の5の削減には、反対をいたしました。むしろ、引き上げて、体調をコントロールしながら、より以上の住民サービスや災害の復旧復興を目指していただきたい。これからも、暮らしと命を守る全体の奉仕者として、その責務を望むものです。しかし、この認定第1号、平成30年度決算の認定には賛成できません。主な理由は次のようなものであります。税や料が平成30年度も引き上げられ、逆に社会保障の低下が地方自治の本旨や役割から乖離をしていることであります。国民健康保険条例は、国保の県単位化

をする条例であり、県が財政を握ることにより医療費の削減を狙うもので、この国民健康保険特別会計は国や県が行う制度改正の影響で、県単位化に伴い市町国保財政を再編することにより、国保税が上がり続けるものになりました。国民健康保険税条例は、国保の課税限度額の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の合計が89万円から93万円、4万円引き上げられ、国の方針どおり負担を町民に押し付けました。平成20年度の課税限度額が68万円で、これから毎年のように引き上げられ、昨年30年度は93万円で、その結果11年間で25万円も引き上げられました。今後、国保税は青天井に伸びていくことが予想されます。持続可能にする国保制度の根本矛盾の解決に足を踏み出すべきです。それに、国保国庫負担割合を大幅に引き上げるしかありません。今後3年間、6年間で大幅に引き上げる結果となります。介護保険条例は、2018年度から2020年度までの65歳以上の第1号被保険者に適応する保険料率を改定するもので、保険料の基準額で年6,688円の引上げになっております。介護保険特別会計は、値上げを理由に介護報酬の改定による増、高齢化の進行で介護サービスの利用が増え、給付費が増加することや事業者を支払う報酬が4月から0.54パーセント引き上げられました。介護施設の整備を進めることも影響しておりますが、これらは国や地方自治体の責任で行うよう制度を改善をすべきであります。自転車料金等駐車場条例は、海田市駅南口土地区画整備事業で自転車バイク駐輪場の変更に伴い駐輪料金を一時利用のみ自転車を50円から100円に、バイクを100円から200円に引き上げられております。町民からも不満の声が多く寄せられております。後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者の53パーセントが特別措置として保険料の減免を受けておりましたが、政令改正によって平成29年度から軽減措置が段階的に縮小廃止をされました。保険料は2倍から10倍になる、高齢者が増えれば、必然的に値上げとなるこの制度です。悪政の結果、社会保障が年々低下をし、逆に税と料の引上げにつながり、町民の負担が大きくなっております。悪くなる一方の社会保障を改善する町政を求めて、反対討論といたします。

○議長（桑原） 続いて賛成討論を行います。賛成討論ございますか。大高下議員。

○4番（大高下） 4番、大高下です。認定第1号、平成30年度決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。

まず、我々が審議してきたのは、海田町の一般会計を初めとする各会計の昨年度の決算であって、国の施策に基づく制度等を論じてきたものではありません。執行部が行う事業に係る予算について、その使い方が適正適法に使用されたものかどうかを審議して

きたものでございます。また、昨年は平成30年7月豪雨による災害が発生し、海田町にも未曾有の被害をもたらし、町政及び町民生活に大きな影響を及ぼしたことは皆さん御承知のとおりでございます。そのような状況下、災害対応と復旧事業を進めながら、これと並行して平成30年度予算に掲げた主な事業がおおむね実現できたことは、予算の目的を果たされたものと考えます。なお、決算内容におきましては、適正、適法に執行されていることが認められ、先ほどの委員長報告にもありましたとおり認定すべきものと報告されております。よって、平成30年度決算の認定について賛成いたします。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより起立によって採決を行います。

お諮りいたします、認定第1号について委員長報告のとおり認定することに、賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）御着席ください。起立多数と認めます。よって、認定第1号は認定することに決めます。

続いて、認定第2号、平成30年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定等についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきであるというものでございます。

討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより認定第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。認定第2号については、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、認定第2号については認定するものと決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）この際、日程第3、第32号議案、海田町森林環境譲与税基金条例の制定についてから、日程第7、第41号議案、令和元年度海田町国民健康保険特別会計補正予算までを一括議題といたします。去る9月4日の本会議において、予算委員会に付託をしました各案件について、委員長より審査の経過及び結果について報告を求めます。予算委員会、佐中委員長。

○15番（佐中）予算委員会委員長の佐中です。予算委員会の審査報告をいたします。

本委員会は、令和元年9月4日付で付託されました案件を、審査の結果、次のとおり決定しましたので、海田町会議規則第72条の規定により報告いたします。付託案件は、第32号議案、海田町森林環境譲与税基金条例の制定について、第33号議案、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について、第34号議案、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、第40号議案、令和元年度海田町一般会計補正予算、第41号議案、令和元年度海田町国民健康保険特別会計補正予算の5議案を付託されました。審査経過については、9月5日に委員会を開催し、審査案件について町長以下執行部関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしました。

審査の結果でございますが、第32号議案については賛成多数、第33号議案、第34号議案、第40号議案、第41号議案については全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。以上で予算委員会の審査報告を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。

議員全員で構成する委員会でございますので、委員会報告に対する質疑は省略いたします。これより各議案ごとに順次採決を行います。

まず、第32号議案、海田町森林環境譲与税基金条例の制定について、採決を行います。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。

討論がございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論があるようなので、これから討論を行います。反対討論から行います。

岡田議員。

○11番（岡田）11番、岡田です。第32号議案、海田町森林環境譲与税基金条例の制定に反対の討論を行います。

森林整備等に必要な地方財源の確保のため、森林環境税を創設するものです。森林を

整備して温室効果ガス削減基準の目標達成に資することも大きな目標とされており
ます。これは、2023年度で終了とされていた東日本大震災からの復興を名目に1人1,000
円を上乗せしている個人住民税への均等割を、森林環境税と看板を替えて継続するもの
であります。個人住民税の均等割は、所得が非課税の人にも課税をされる逆累進性の高
い税です。所得割が135万円以下の人は非課税になります。所得割が135万円以下の人は
免除になります。看板を掛け替えて恒久的に継続することは認められません。法人につ
いては、個人と同様に森林の恩恵を受けているにもかかわらず、企業負担がない制度と
なっていることは問題です。昨年成立をした森林経営管理法によって、意欲と能力のあ
る森林業者を経営に集中をし、それができない森林の管理を市町村が行って、森林の管
理経営を確保し、林業の成長産業と森林の適切な管理の両立を図ることが目的です。そ
して、森林所有者が不同意や所在不明のままでも市町村に管理権の設定が可能となっ
た点についても、機械的に運用すれば財産権の侵害になりかねないと指摘をされてお
ります。そもそも1964年の木材自由化による海外産の安価な木材への流入の対策を怠り、林
業を衰退させてきた責任は歴代政府にあります。林業の所有者が林業に積極的になれな
い背景には、輸入自由化で木材価格が下落をし、経営悪化が常態化をしていること
です。国民には低所得でも課税をする一方で、大企業は負担ゼロ。地球温暖化対策の
原因者に負担を求めない制度になっているのも問題です。個人から徴収をした税金で
自治体に森林の管理をさせるのではなく、森林の復興とそれを後押しをする政策の
実行こそ、今国がすべき責任であります。温暖化対策というのならば、原発ゼロを
決断し、農山村に豊富にあるエネルギー資源の積極的な活用を地域経済や雇用確保
の重要な柱として位置付けることで、森林保全や林業振興の新たな可能性も追求を
すべきであります。森林整備の財源は、国の一般会計の森林予算や地方交付税で保
障すべきであります。以上のことから、この第32号議案、海田町森林環境譲与税基金
条例の制定に反対をいたします。

○議長（桑原） 続いて、賛成討論を行います。賛成討論ございますか。下岡議員。

○7番（下岡） 7番議員、下岡です。海田町森林環境譲与税基金条例に賛成の立場から討
論いたします。

森林環境税及び森林環境譲与税は、地球温暖化防止、災害防止、国土保全、水源涵養
等の国家的課題を解決するために、国において目的税として創設されたのであり、国民
に広く薄く課税するものである。住民税非課税所帯には負担を求めない配慮もなされ
ている。今ここで必要な議論は、この2税の妥当性ではなく、譲与される税を森林の整備

保全のためにいかに有効に使うかの手法である。年度ごとの当町への配分予定額が示されているが、毎年細切れに執行するより、基金として積み立てた上で、必要に応じ相当な金額を支出する方が効果的と考えられる。よって、海田町森林環境譲与税基金条例に賛成いたします。皆様の賛同をお願いします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

お諮りいたします。第32号議案は原案のとおり決するに、賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）御着席ください。起立多数と認めます。よって、第32号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第33号議案、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第33号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第33号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第33号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第34号議案、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。

討論がございませうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第34号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第34号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第34号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第40号議案、令和元年度海田町一般会計補正予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより第40号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第40号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第40号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第41号議案、令和元年度海田町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。

討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第41号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第41号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第41号議案については委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第 8、発議第 4 号、天皇陛下御即位を祝す賀詞決議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久留島議員。

○10番（久留島）10番、久留島です。発議第 4 号、天皇陛下御即位を祝す賀詞決議案について、提案理由の説明を申し上げます。

本年 5 月 1 日に天皇陛下が即位され、新たな時代の幕開けとなりました。令和という新元号は万葉集に典拠し、人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つという意味が込められております。令和の御代が更に輝き、希望に満ちあふれた時代となりますことをお祈り申し上げますとともに、天皇陛下の御即位に町民の皆様とともに心からの祝意をささげたく、本決議を提案するものでございます。それでは、本文を朗読させていただきます。

天皇陛下御即位を祝す賀詞決議案。天皇陛下におかせられましては、風薫るよき日に御即位あそばされ、日本国及び日本国民統合の象徴として皇位を継承なされましたことは、まことに慶賀にたえないところであります。世界の平和と我が国の繁栄が一層進展し、令和の世が幾久しく続きますよう心から祈念申し上げ、ここに海田町議会は海田町民を代表して謹んでお祝いを表します。以上、決議する。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（桑原） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより発議第 4 号について採決を行います。

お諮りいたします。発議第 4 号について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認めます。したがって、発議第 4 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

この際、町長から発言の申し出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田）議員の皆様、大変お疲れさまでございました。令和元年第4回海田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。9月3日から開会の海田町議会定例会におきましては、議員の皆様方には慎重に御審議いただきましてありがとうございました。本定例会に提出させていただきました議案につきましては、いずれも原案のとおり議決いただきまして厚く御礼を申し上げます。皆様から賜りました御意見や要望は、これからの町政の執行に当たり、できる限り尊重をしまいる所存でございます。今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。私の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（桑原）以上で令和元年第4回海田町議会定例会を閉会いたします。皆さん、大変御苦労様でした。

一同起立。礼。

お疲れさまでした。

午前9時38分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和元年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員